

# 名古屋市農業委員会 令和3年第10回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年10月20日（水） 開始：午後2時00分、終了：午後3時25分  
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室  
3 農業委員出欠

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 定 数   | 16 人 | 在 任 数 | 16 人 |
| 定 足 数 | 9 人  | 出 席 数 | 11 人 |

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、  
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）7人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第63号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第64号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第65号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第66号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第67号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第68号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第69号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第70号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第71号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第72号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

(3) 議題

①農業委員会等に関する法律第38条における意見の提出について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

## 令和 3 年第 10 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11 名）

|       |            |       |            |
|-------|------------|-------|------------|
|       |            | 2 番   | 成 田 秋 義 委員 |
|       |            | 4 番   | 近 藤 正 俊 委員 |
| 5 番   | 坂 野 文 明 委員 | 6 番   | 石 田 正 彦 委員 |
|       |            | 8 番   | 箕 浦 基 伸 委員 |
| 9 番   | 布 目 已佐子 委員 |       |            |
| 1 1 番 | 横 井 昭 男 委員 | 1 2 番 | 岩 田 公 雄 委員 |
|       |            | 1 4 番 | 野 間 利 和 委員 |
| 1 5 番 | 安 井 勝 春 委員 | 1 6 番 | 横 井 庸一郎 委員 |

出席農地利用最適化推進委員（7 名）

|       |            |       |            |
|-------|------------|-------|------------|
| 1 7 番 | 森 國 晃 委員   |       |            |
|       |            |       |            |
| 2 1 番 | 大 島 誠 委員   | 2 2 番 | 伊 藤 正 幸 委員 |
|       |            | 2 4 番 | 横 井 慎 一 委員 |
| 2 5 番 | 木 村 正 男 委員 | 2 6 番 | 竹 川 孝 司 委員 |
| 2 7 番 | 服 部 勇 夫 委員 |       |            |

令和 3 年第 10 回総会（令和 3 年 10 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農政課長   | <p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより令和 3 年第 10 回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                      |
| 議長（会長） | <p>総会を始める前に、新委員が任命されたところでございますので、ひと言ごあいさつでもしていただけるとありがたいと思いますがよろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 野間委員   | <p>失礼します。先ほど農業委員に辞令をいただきました野間と申します。港区を任せていただくことになっています。みなさんのご指導を参考にしながら、誠実に職務を全うしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申しあげたいと思います。簡単ですけどあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                               |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまより、令和 3 年第 10 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 63 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 72 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」までの 10 議案の審議を行います。また、議題を 1 件、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> |

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 11 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 7 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、安井勝春委員及び横井昭男委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 63 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

本議案は 2 件の案件がありますが、そのうちの 1 件は特に慎重に審議すべき案件であるとお聞きしております。そのため、今回は通常のように 2 件をまとめて審議するのではなく、1 件ずつ審議を行いますので、よろしくお願い致します。

議案の報告については、新型コロナウイルス対策として、原則地区課長より報告してもらうことといたします。

|        |                                                                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中川農政課長 | <p>それでは、受付番号 3-4 について審議を行います。こちらは、通常の案件となります。中川農政課長、報告をお願いいたします。</p>                                                                                                              |
|        | <p>受付番号 3-4 の農地につきまして、10 月 5 日に担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。</p>                                                                                                         |
|        | <p>本件は、譲渡人が将来の農業経営の移転を見据え、譲渡人の娘の夫である譲受人へ農地の家庭内贈与を行うことを希望し、申請がなされたものです。</p>                                                                                                        |
|        | <p>申請地である中川区富永三丁目の 2 筆及び水里二丁目の 2 筆、水里四丁目の 2 筆の田は、水稻が作付けされ、良好に管理されています。</p>                                                                                                        |
|        | <p>本件は新規就農ということで譲受人と面談を行いましたので、面談の内容についてご報告します。</p>                                                                                                                               |
|        | <p>現在こちらの農地は譲渡人が管理しておりますが、耕起・代掻きや田植え、稲刈りなどの主要作業については作業委託されており、譲渡人自身は施肥管理や除草作業のみを行っている状況です。今後農地管理の主体が譲受人に移りますが、経営形態は従前と変わらず、譲受人は施肥管理や除草作業を自らで行い、主要な作業については作業委託を利用する意向を示しております。</p> |
|        | <p>以上のことから本件の譲受人は適切に農地管理を行っているとと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>                                                                                                                       |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p>                                                                                                                                   |

|            |                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------|
| 成田委員       | 譲受人の方の年齢はいくつでございましょう。過去何をやっていた人ですか。                                 |
| 中川農政課<br>長 | 譲受人は年齢が 34 歳になります。会社員をしております。                                       |
| 成田委員       | 会社員をやりながら今後耕作をするということですか。                                           |
| 中川農政課<br>長 | はい。義理のお父さんと。                                                        |
| 成田委員       | 譲渡人が義理のお父さんということですか。そういうことですか。わかりました。                               |
| 議長（会長）     | 他にございませندでしょうか。よろしいですか。                                             |
|            | 他にないようです。                                                           |
|            | それでは、第 63 号議案のうち受付番号 3-4 については、許可してよろしいか、お諮りいたします。                  |
| 委員         | 異議なし。                                                               |
| 議長（会長）     | ご異議なしと認め、第 63 号議案のうち受付番号 3-4 は、許可することといたします。                        |
|            | 続きまして、受付番号 4-8 について審議を行います。こちらが特に慎重に審議すべき案件とお聞きしております。              |
|            | こちらについては、担当の委員の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-8 について、26 番、竹川委員さん、お願いいたします。  |
| 竹川委員       | 受付番号 4-8 につきまして、担当委員、会長及び事務局職員とで、10 月 5 日及び 10 月 15 日に調査した結果を報告します。 |

本件は、譲渡人が、農地を譲渡するために許可申請されたものです。

結論から先に申し上げますと、本件は、農地法第3条第2項第1号に該当し、不許可が相当であると考えます。

まず、申請地の港区小川二丁目の1筆は畑で、耕作準備中の農地として管理されていました。

なお、譲受人につきましては、名古屋市での新規就農者として、面談を行っており、三重県多気町に所有する約9反の経営農地は、購入した農地ではありますが、母の介護の為、休耕中であることを口頭で確認しておりました。しかし、権利取得後の農地について、しっかりと肥培管理し、栗の木を育て、将来的には規模を拡大していきたいとの意思を確認しておりました。これは10月5日の面接で本人から直接ひとつひとつの事項について確認させていただきました。

ここで、追加の配付資料をご覧ください。譲受人の所有農地の三重県多気郡多気町で現地を確認してきましたので現地調査の結果を報告します。この写真のとおりで経営するすべての田、畑は草生えがひどく、荒れ果てた状態でした。多気町の農業委員会にも確認しましたところ、1年以上は放置されていると見られ、とても適正に肥培管理されているとは言えない状態でした。

この写真にございますように、手前の木の生えているところが畑でございます。下の写真をご覧くださいますとセイタカアワダチソウで黄色い雑草が繁茂しており、手前のところにはススキが繁茂している状況でございまして、この辺は獣害がひどくてイノシシとか猿とか鹿とか、いろいろなものが生息しているということで、どうやらこの辺りはイノシシの巣になっているのではないかというお話が多気町の職員の方から聞かされ

|             |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>ました。こういった状況でございますので、農地法第3条第2項第1号は、所有権を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作等に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合は、所有権の移転を認められないと定めております。よって、本件は、農地法第3条第2項第1号を根拠に不許可とすることが相当であると考えますので、よろしくご審議をお願いします。</p>                                                  |
| 議長（会長）      | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 横井（慎）<br>委員 | <p>ちょっと聞きたいんですけど、多気町の農業委員は1年休耕してても認めているんですかね。認めているのであれば別に問題はないと私は思いますけど、どうでしょう。</p>                                                                                                                                                                   |
| 竹川委員        | <p>多気町の農業委員会の方のお話によると、周りの農家の方にも迷惑をかけているということでございまして、認めているという意味では、そこは認めていないということだと思っんですけれども。</p>                                                                                                                                                       |
| 横井（慎）<br>委員 | <p>まだ結論は出ていないということなんじゃないですか。やってないって。結論出ているんですか。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 議長（会長）      | <p>現地を一緒に見に行ってきました。セイタカアワダチソウ等いっぱい背丈まで。向こうの農業委員会の事務局の方が言うには、報告は1年と言ってましたけど、1年以上やってないでしょうって。たぶん草の生えているのを見ると足も踏み入れられないぐらい下草がいっぱいびっしりと生えてますから、耕作全然やってないっていう。田んぼに入っていない、畑にも入っていないっていう状態じゃないかっていうふうにおっしゃられてる。またそういうふうには、私や竹川さんとか名古屋市側の職員も、認識していると思います。</p> |



向こうの農業委員会が譲受人の農地についてどういうふう  
に評価しているかっていうのは多分、農地じゃないっていうふう  
に認識しているんじゃないですかね。そこから先のところの  
遊休農地の扱いだとか云々というところは、手続き的に順番に  
ふんでいかないといけないので、まだそこまではいってないっ  
ていう、ということでございます。

横井（慎）  
委員

もしいってないであれば、畑をやっているというのは、木を  
植えてやっていけばいいということでしょう、極端な話が。それ  
があればなんで不許可にする必要があるんですか。向こうがは  
っきりしてないのに、なんでこれだけ不許可にするんですか。

議長（会長）

農地法上の3条の規定によって、有効に耕作していないので  
あれば、不許可っていう、そういうふうにしなさいっていつて  
いる。現状に今持っている農地を見ました。耕作してないと。  
そうするとこっちの新たに取得した農地も耕作するのはちょ  
っと難しくないのかと強く疑われる。よって不許可っていう理  
屈の立て方になります。

横井（慎）  
委員

それで向こうが納得しますか。

横井（庸）  
委員

こういったような事案は、なかなかそうある話ではないんで  
すけれども、過去に似たような事例が何件かあったと思ってお  
ります。

不許可っていうと非常に言い回しがきつく思えますが、現時  
点では農業を譲受人が引き続き良好に管理していくというこ  
とがなかなか認めがたいということで、不許可ということは、  
永遠に不許可ということではなくて、ご本人がきちんと地元の  
多気町の農地を管理する、それからそれにもたれてどのように  
通作をされるのかという疑問は残りますけれども、こちらのほ  
うも管理されるという見通しが立てばその時点で新たに受け

付けるというかたちで再度審議をすると。そういうようなことは今までも事例としてあるわけですので、永久にだめだとかそういうことではなくて、現時点でどのような判断をしていくかということで捉えていくと、そういう結論に仮になった場合にはきちんと譲受人、譲渡人の申請者の方に説明をして納得していただくことは必要だというふうに思っております。農業委員会として農地をどう保全管理していくかということについて、見通しが立たないものは、現時点、なかなか許可相当というかたちで判断をしていくのは難しいのではないかなというふうに考えております。

議長（会長）

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

安井（勝）  
委員

この方は名古屋市じゃなくて三重県多気町ですか。松阪のほうですね。この方は遊休農地にさせないっていうか、名古屋まで来て農地をきちっと管理していただけるかどうか、よその県の方が名古屋市内のしかも 340 平米ですか。連日の管理も自分の足元の管理もきちっとできないような方がほんとにきれいにやっていただけるかどうかっていうのは、はなはだ疑問を感じているところもあります。

議長（会長）

他によろしいでしょうか。

成田委員

安井さんと同じような意見かもしれません。写真が不鮮明ですけれども、大体経験上から見ているとやっぱり 2・3 年、木が生えてくると 3 年か 4 年ぐらい、下の写真だと 2 年ぐらいだね。毎年切ってもやっぱりセイタカアワダチソウ出ますので、こういう状態で 9,751 平米。この人って疑問ですけども、何をやっている人なのか。農業じゃなくて普通のサラリーマンなんですか。

それからもうひとつ。サラリーマンだったら、本当にこれや

れるのかどうか、買ってね。

それからもうひとつ。340 平米、多気郡から通って耕作できるのかなと。そこら辺、隣ならどうか知らないですが。この港区小川二丁目というところは、どういう背景のどこか。すぐ買ってすぐ転用して市街化の転売できるようなところなのか、そんなこと考えてしまいます。

港農政課長

今のご質問説明させていただきます。

まず第 1 点。この買われる方でございますが、面談の時にお話をされてましたが、10 年以上前ですけれども、自営業をされていた方です。それで自営業をやめて農業をやるということで最近多気町で農地を買われております。それで農業やりかけたんですけれども、お母さんが病気になったということで休耕中ということには言ってみえました。しかし、いつから休耕してるかということについてはわからない状態でしたので、それで確認に行っていたいたというようなかたちになっております。ですから現在は職業としては農業というふうになっておりますけれども、見た感じではやっていないという状態になっているということでございます。

議長（会長）

竹川さん、向こうで聞いた話を補足してください。

竹川委員

現地を見ていた限り農業を営んでいるとはとても思えなかった。というのは、譲受人の住居を現地で見てきたんですけれども、瓦が崩れておりまして草がボーボーでとてもこの家には住んでおられない状況なのかなということを確認しておりまして、私自身も本当に農業やってるのかなというのは、非常に心配になってきたという次第でございます。

今度買おうとされている小川二丁目の農地でございますけ

|        |                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>れども、ここはいわゆる名古屋南西部の一般的な田園地帯で、その中に畑がある程度かたまった状況でございます。該当の畑につきましては、近隣の方ではない方でございます。そこはたまたま売りに出されているという状況で、ちょうど堤防周りのところにそれぞれの産廃事業者さんが事業を行っているという状況で、そのすぐそばのところで騒音やいろんな臭いもしますし、そういう意味ではなぜわざわざこの土地を選んだのか私は疑問であるということでございます。</p> |
| 成田委員   | <p>集団で農地ばっかで、転用するような場所ではないということですね。</p>                                                                                                                                                                                      |
| 議長（会長） | <p>他によろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 成田委員   | <p>今まで耕作を十分にされてない状況で買われるということは、耕作は不可能のような感じだと思います。という意味では横井委員さんがおっしゃったようなところ辺で、しっかりと耕作ができた段階で許可するようにされたらと思いますけど。ほんとにご本人さんはお気の毒だと思います。よく頑張ってる。大事に介護してあげていただきたいと思うんですけども。以上です。</p>                                             |
| 議長（会長） | <p>その他よろしいでしょうか。他にないようです。</p> <p>それでは、第 63 号議案のうち受付番号 4-8 については、ご報告いただいたとおり不許可としてよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                         |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 63 号議案のうち受付番号 4-8 は、不許可といたします。</p>                                                                                                                                                                             |

次に、第 64 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-1 について、10 月 2 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

本件は、譲受人が分譲住宅の建設を目的として、譲渡人との間で、農地の所有権移転をする事につき、許可を求めるものです。

本件に係る農地は、街区の面積に占める割合が 40 パーセントを超えている区域にある農地と認められるため、農地区分が第 3 種農地であり、原則、農地転用が可能な農地です。しかしながら、現況地目は雑種地として課税されています。

そのため、申請者に始末書を提出してもらい、区役所にて面談を行いました。申請者の申し出によれば、昭和 55 年ごろ、申請地を取得した当初から農地の状態でなく、一度も耕作をしないまま、現在に至っているとのことであり、今後は農地法等、法令を遵守することを確認しました。

また、申請地の周辺の状況は、北、西、東側はすべて宅地、南側は道路です。当該転用にあたっては被害防除に配慮し、周辺地域の農業に支障をきたす恐れはないとのことでした。

雨水については、南側側溝に流すとのことであり、土地改良事業との関係において支障がない旨の土地改良区の意見書が

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>ある事や、また、本市住宅都市局にも転用済みの状態について問題ないことの確認をしていることから、本件申請につきましては許可する事について、やむを得ないと考えております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 中川農政課長 | <p>受付番号 3-1 の農地につきまして、10 月 5 日に担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>本件は、譲受人が、圃場面積の増加に伴う農業用施設の建設のため、譲渡人から農地の所有権を移転することにつき、許可を求めるものです。</p> <p>申請に係る農地は、農用地区域内にございますが、用途区分を農業用施設に変更することに伴い、今回転用といったかたちで許可申請が提出されました。</p> <p>申請地は畑で、ガマズミ、白菜が作付けされておりました。</p> <p>周辺の状況は、東側、南側、西側は道路、北側は畑となっております。富田町土地改良区からの排水同意書があり、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことでした。</p> <p>また、富田土地改良区の意見書があることや、譲受人に資金調達の見込みがあること、開発許可の手続きも進められていることから、本件申請につきましては、許可する事になんら問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>特にないようです。それでは、第 64 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 64 号議案の案件は許可することといたします。</p> <p>次に、第 65 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-2 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 中川農政課長 | <p>受付番号 3-2 の農地につきまして、10 月 5 日に担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので結果をご報告いたします。</p> <p>本件の転用の内容は、分家住宅を建設する目的で、農地区分が白地の第 2 種農地に使用貸借権を設定するものです。なお、今回の申請地については蟹江町との境界線が敷地の中を通っているため、申請者は蟹江町にも同様の申請を提出しております。</p> <p>借受人は現在、海部郡大治町の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え、手狭に感じるようになったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。本家の周辺で土地を探していましたが適地がなく、貸出人の祖母の土地に建設することとなり、今回の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の状況は「田」で、水稻が作付けされており、良好に</p> |

管理されておりました。

周辺の状況は、東側が宅地、西側、南側は道路、北側は田で、土地改良区から排水同意書もあり、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことでした。

また、土地改良区の意見書があることや、借受人は資金調達に必要な資力・信用があること、開発許可の手続きも進められていることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可することになんら問題ないと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-4 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-4 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、10 月 4 日に、調査した結果をご報告します。

転用の内容は、分家住宅を建設し、使用貸借権を設定するものです。借受人は現在、中川区の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え、手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。両親の手伝いのできる土地で選定するも適地がなく、貸出人である母の土地に建設することとなり、今回の申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区藤高三丁目の 1 筆は、農地区分が白地の 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の状況は畑で、休耕中でした。その周囲の状況は、北側は道路、東側は通路、南と西側は宅地となっており、藤高土



|          |                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>地改良区から排水同意書もあり、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことでした。</p> <p>また、藤高土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発審査係にも開発許可を申請していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。</p> <p>以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p> |
| 議長（会長）   | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特になさそうです。それでは、第 65 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                       |
| 委員       | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 議長（会長）   | <p>ご異議なしと認め、第 65 号議案の案件は許可することといたします。</p> <p>次に、第 66 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-12 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p>                                               |
| 東部・緑農政課長 | <p>受付番号 1-12 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、10 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-12 願い出の農地の、名東区丁田町の 1 筆には、</p>                                                                                                        |

|           |                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>イチジクのほか、ブロッコリーやニンジンなどの野菜が栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p> <p>以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>                                                                               |
| 議長（会長）    | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-8 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                       |
| 西部・守山農政課長 | <p>受付番号 2-8 の農地について、10 月 5 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 2-8 の畑は、オクラ、さつまいもが作付けされ、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>             |
| 議長（会長）    | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                          |
| 中川農政課長    | <p>受付番号 3-4 の農地につきまして、10 月 5 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>本件は、体の故障により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願が出されたものです。なお、病状については事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。</p> <p>願い出のあった中川区島井町の 1 筆の田には水稻が作付け</p> |

|          |                                                                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>され良好に管理されておりました。</p> <p>このことから、農作業への従事が困難になるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                          |
| 議長（会長）   | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 66 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                            |
| 委員       | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                         |
| 議長（会長）   | <p>ご異議なしと認め、第 66 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 67 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-36 から 1-39 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p> |
| 東部・緑農政課長 | <p>受付番号 1-36 から 1-39 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、10 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-36、名東区貴船三丁目の 1 筆には柿や梅のほか、ナスや甘薯などの野菜が、栽培されていました。</p>                                               |

受付番号 1-37、緑区桶狭間巻山の 4 筆には一体で栗、柿のほかピーマンなどが、受付番号 1-38、緑区桶狭間の 1 筆には白菜、大根などが、同 2 筆には一体でブロッコリーやピーマンなどが、受付番号 1-39、緑区元徳重一丁目の 1 筆には甘薯が、同 2 筆には一体でほうれん草や馬鈴薯などが、栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-24 から 2-27 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-24 から 2-27 について、10 月 4 日と 5 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-24 は、中志段味特定土地区画整理の 2 筆に畑として仮換地されており、そば等が作付けされていました。

受付番号 2-25 は、田と畑で、田は 1 筆が休耕中、もう 1 筆は水稻が作付けされていました。畑は、ニンジンが作付けされていました。

受付番号 2-26 は、畑で、枝豆等が作付けされていました。

受付番号 2-27 は、畑で、カボチャ、ながいも等が作付けされていました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っているこ

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>とを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-10 から 3-16 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 中川農政課長 | <p>受付番号 3-10 から 3-16 の農地につきまして、10 月 4 日及び 5 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-10、中川区伏屋四丁目の 1 筆の畑には、ネギ、春菊が、前田西町一丁目の 1 筆の畑には、冬野菜が作付けされており、良好に管理されていきました。</p> <p>受付番号 3-11 の 7 筆については、すべて区画整理中につき、作止め中でした。</p> <p>受付番号 3-12 の 4 筆は、すべて田で、水稻が作付けされており、良好に管理されていきました。</p> <p>受付番号 3-13、中川区前田西町三丁目の 1 筆の畑には、ほうれん草が作付けされており、良好に管理されておりました。</p> <p>受付番号 3-14 及び 3-15 の 14 筆は、すべて区画整理中につき、作止め中でした。</p> <p>受付番号 3-16、中川区榎津西町の 1 筆の田には水稻が、榎松町の 1 筆の畑にはサトイモ、大根、ニンジンが、富田町大字榎津字北新海の 1 筆の畑にはサトイモ、枝豆、ビワ、柿が、字郷中の 1 筆の畑にはミカン、柿、梅が、字下松下道の 1 筆の畑にはネギ、ビワ、柿が作付けされており、良好に管理されておりました。</p> <p>以上につきまして、証明することにつき、何ら問題はないと</p> |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 4-8 について、港農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                 |
| 港農政課長  | <p>受付番号 4-8 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、10 月 5 日に調査した結果を報告します。</p> <p>証明願い出の農地、港区宝神三丁目の 2 筆は畑で、ブロッコリー、オクラ、アスパラ等が作付けされており、農地として良好に管理されていました。</p> <p>また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。</p> <p>以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 67 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                           |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 67 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 68 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。</p>                                                                                                                       |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>受付番号 1-4 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 東部・緑農政課長 | <p>受付番号 1-4 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、10 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-4 願い出の天白区梅が丘四丁目の 1 筆は、亡くなられた所有者の長男が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。</p> <p>申請地は、梅やミカンが栽培され、良好に管理されていきました。</p> <p>また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。</p> <p>以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| 議長（会長）   | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 68 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 委員       | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長（会長）   | <p>ご異議なしと認め、第 68 号議案の案件は証明いたします。</p> <p>次に、第 69 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>認について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。<br/>受付番号 4-9 について、港農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 港農政課長  | <p>受付番号 4-9 につきまして、10 月 6 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。</p> <p>本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。</p> <p>照会のあった農地、港区西福田二丁目の 2 筆は田で、水稻が作付けされておりました。</p> <p>また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。</p> <p>以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 69 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 69 号議案の案件は、証明することといたします。</p> <p>次に、第 70 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律</p>                                                                                                                                                                                                                        |



第4条第3項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第4条第3項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料①をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第4条第3項1号から6号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

本件につきまして、担当の委員さんと事務局とで、申請者との面談及び現地調査をした結果を報告します。

該当地は、中志段味特定土地区画整理の1筆に畑として仮換地されており、所有者が高齢のため耕作できないとのことで、事務局および農業委員へ相談があったものです。面積は1,247.96平米、現在は一部の区画部分で、イチジク、柿等が作付けされています。

このたび、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされました。

配付資料①をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が具体的に記載されています。生産予定の作物はポポーという果物です。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ポポーについては配付資料②を用意しましたので、参考にしてください。

配付資料①に戻っていただき、まず初めに、上の表の、第1号の1について、耕作計画では、ポポーの果樹を栽培し、収穫されたものは市内大型スーパーや、朝市などの地元イベントにて販売する予定です。

第1号の2については、所有者と借受人が協力し、適切な利用、管理をしていく予定です。

次に下の表の、第2号から第6号については、記載のとおりです。

以上、必要な要件すべてを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

成田委員

資料がありますけども、実は西部・守山の課長から、電話がかかってきまして、「ポポーってどんなものか」って言われたもので、私はよくわかりませんと答えました。JAみどりに資料がありますので検索してみました。そうしたところ配付資料②にあるような内容ですけれども実際にあると。それから現代農業にもそれを利用した産地で扱っている活動の資料もありました。その中ではポポーというのは昔からあるんですけども、やっぱりなじみがない。まずひとつ目は栽培技術のことで、ここに書いてあるように楽に作れるということ。まあそういうふうにできるということはあるんですけども、やっぱり栽培技術を研さんしなきゃいけない。ふたつ目は収穫したものをどう販売する加工するかということも、ひとつのポイントであると。そこら辺のところをできるかどうか。そこが私も疑問でござい

ますけども。そういう意味で先ほど言ったような販売をどう確立するか、加工をどうするのか、そこら辺が問題です。ただやはり新規作物を作ってここでできたら、ひとつ地域の産地になる可能性がある。そこら辺のところ農園がどういうふうに対応するのかよくわかりませんが、そこら辺も含めて地域のひとつのもとになるかなという風で。良いか悪いか私もわかりません。作ったことはありませんので。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。他に何かございますか。

他にないようです。それではここで、第 70 号議案の議決の案を読み上げます。13 ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条第 3 項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第 4 条第 3 項に掲げる要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第 70 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 70 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

次に、第 71 号議案、農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。

この議案は、認定就農者から利用権設定の申出があったものでございます。申出について、事業の実施が必要であると認め、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、名古屋市長に対して農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することを審議いたします。

審議のポイントについては、配付資料③をご覧ください。

農業委員会が審査する事項は、通常の利用権設定の場合と同様に、農用地利用集積計画の内容が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。  
22 ページの第 5 号について、港農政課長、お願いいたします

港農政課長

令和 3 年度第 5 号の農地利用集積計画につきまして、10 月 6 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の使用貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西蟹田の 3 筆は田で、水稻が作付けされていまして。また、港区西蟹田の 1 筆は畑で、耕作準備中の状態でした。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受け継続の希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請に至ったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と

思われます。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われしますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

よろしいですか。

それではここで、第 71 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。21 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき農用地について利用権の設定を受けたい旨の申し出があり、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めたため、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるべきことを要請します。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 71 号議案について、案のとおり要請してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 71 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて要請いたします。

次に、第 72 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。

こちらは、港区南陽地区における令和 4 年産米に向けた農地中間管理事業による農地の貸し借りに関する案件です。

議案の 25 ページをご覧ください。配付資料の④及び⑤についても、合わせてご覧ください。

なお、本議案には、服部委員ご本人に関する事項が含まれます。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与の制限」のため、服部委員は、この議案に対して意見を述べることはできません。服部委員におかれましては本議案審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。

それでは、第 72 号議案について、事務局より説明をお願いします。

主査

本件は港区南陽地域におきまして、8 月 10 日から 8 月 31 日の期間で、令和 4 年産米に向けた農地中間管理機構への農地貸し出し申し込みの追加受付を行いましたので、農地中間管理事業による利用権の設定を行うものです。

恐れ入りますが、配付資料④をご覧ください。

農地中間管理事業につきまして、簡単にご説明させていただきます。

図にありますように、高齢化や後継者不足等によって農作業が困難になった農家、出し手から、農地中間管理機構が農地を

借り受け、まとまりのあるかたちで農地を利用できるよう配慮したかたちで受け手、担い手に貸し付けるという制度となっております。

資料裏面をご覧ください。次に今回の議案につきましてご説明いたします。

今回 23 名の出し手から 48 筆の農地を農地中間管理機構が借りまして、それを受け手にまとめて貸し付けるという流れになってございます。そしてこの手続きは農用地利用集積計画の案を市が作成し、農業委員会での審査、決定を経まして、市が計画を定めることになっております。

配付資料の⑤をご覧ください。第 72 号議案につきまして、審議のポイントをまとめてございます。

ご覧のとおり農地中間管理事業による利用権設定に際しましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、基本構想に適合すること及び所有権者等の同意が得られていると、そういった要件をそれぞれ満たす必要がありまして、今回の議案では必要なすべての要件を満たしておりますことをご確認ください。

今回新たに、48 筆 3.2 ヘクタールの農地の利用権設定を予定しておりますが、すでに利用権が設定されている農地と合わせますと合計で 2,497 筆 182.6 ヘクタール、集積率は 52.3 パーセントとなる予定でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それではここで、第 72 号議案の議決の

案を読み上げさせていただきます。24 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 72 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 72 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、議題に移ります。

議題 1 「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出について」でございます。

事務局より説明をお願いします。



|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農政係長   | <p>議題 1「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出について」でございます。</p> <p>左上に議題 1 とあります資料の裏面の参照条文をご覧ください。</p> <p>意見書の提出については、参照条文にありますとおり、農業委員会等に関する法律の第 38 条を根拠として行うものです。</p> <p>名古屋市農業委員会においても、毎年度 7 月頃に名古屋市長へ提出しているところです。</p> <p>次回は令和 4 年度の夏に向けて、昨年度と同様に検討を進めていきたいと考えておりますので、皆さまにお諮りするものです。なお、意見書の表題が「令和 5 年度名古屋市農業施策等に～」となっていますのは、市役所の予算は前年度に要求を行うため、意見書も翌年度の施策について提出するというものです。</p> <p>また、意見書の検討にあたっては、運営委員と各地区より 1 名ずつ委員を選出いただき、さらに中立委員も参加する計 9 名の拡大運営委員会において、進めたいと考えております。以上でございます。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、本議題につきまして、案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、案のとおり決定することとします。</p> <p>各地区において、意見書の検討委員の選出をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 農政課長   | <p>それでは、令和３年９月１日から令和３年９月３０日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>まず、１ページから２ページにかけまして、農地法第３条の３の規定による届出が５件</p> <p>続いて、３ページから１２ページにかけまして、農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出が３１件</p> <p>続いて、１３ページから３５ページにかけまして、農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが６９件</p> <p>続いて、３６ページから３７ページにかけまして、同じく、農地法第５条転用届出のうち賃借権設定に係るものが５件</p> <p>続いて、３８ページから３９ページにかけまして、同じく、農地法第５条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが６件</p> <p>続いて、４０ページですが、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知２件</p> |

続いて、41 ページから 42 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 5 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

主査

それではご説明させていただきます。今後も特定生産緑地の制度説明会をご覧の日程会場で実施いたします。

昨年度にひきつづきまして、新型コロナウイルス感染症の対策として、座席数の制限、事前予約制での開催を予定しております。座席を制限することもありまして、対象者は 1992 年から 94 年に指定された生産緑地を所有される方に限定させていただいております。ただし 12 月 20 日月曜日の市役所西庁舎 12 階で実施する説明会につきましては、対象者の限定はございませんので、どなたでもご参加いただけます。

主な内容としましては、制度に関すること、指定手続きに関すること等を予定しておりまして、チラシにも記載してありますが内容につきましては昨年度と同様のものを予定してございます。

チラシ裏面には予約方法が記載してありまして、説明会にご参加を希望される方につきましては、記載がございます各会場の受付部署へお手数ですがお電話で予約をしていただくというかたちになります。

所有者の皆さまには 11 月の 1 週目に郵送でこちらのチラシが届きますので、チラシが届き次第電話予約が可能となります。このチラシが届いてからで結構なんですけれども、大変恐れ入ります、周りの生産緑地を所有される方でまだ特定生産緑地に指定することについてまだ迷って見える方がいらっしゃいましたら、ぜひ説明会へ参加するようご案内いただけるとありがたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、このようなかたちで特定生産緑地の制度説明会が開催されることにつきましてご承知いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

農政係長

1 件ご報告いたします。

10 月 15 日付で送付しております「令和 3 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修の開催について」のご案内でございます。

先の日程ではございますが、令和 4 年 2 月 10 日木曜日、午後 2 時から、開催場所としましては、名古屋市役所西庁舎 12 階西 12C 会議室でございます。研修の内容としまして、農業団体との意見交換と農地利用最適化推進についてということでございまして、愛知県農業会議から講師を招いて研修していただく内容でございます。ご予約していただくようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

|  |                                                               |
|--|---------------------------------------------------------------|
|  | それでは、以上をもちまして、令和３年第 10 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。 |
|--|---------------------------------------------------------------|

閉会（午後 3 時 25 分）